

流山市総合運動公園庭球場並びに流山市コミュニティプラザ室外庭球場
及び室内庭球場の利用料金改定（案）

<料金（案）>

〈運動公園庭球場〉

単位：円

対象		改定前 (1時間)	改定後 (1時間)	差額
市内在 住、在勤	一般	550	700	150
	小中高校生	220	300	80
	高齢者・障害者	270	350	80
上記以外	一般	1,100	1,400	300
	小中高校生	440	600	160

〈コミュニティプラザ 室内庭球場〉

対象		改定前 (1時間)	改定後 (1時間)	差額
市内在 住、在勤	一般	1,100	1,250	150
	小中高校生	550	600	50
	高齢者・障害者	550	600	50
上記以外	一般	2,200	2,500	300

〈コミュニティプラザ 室外庭球場〉

対象		改定前 (1時間)	改定後 (1時間)	差額
市内在 住、在勤	一般	550	700	150
	小中高校生	270	350	80
	高齢者・障害者	270	350	80
上記以外	一般	1,100	1,400	300

< 料金改定の根拠 >

- ・ 料金改定算定根拠

< 背景 >

令和 5 年 3 月から令和 6 年 3 月末までの期間で、流山市総合運動公園庭球場の既存のコートの一部を取り壊した上で、新たにコートを整備することで計 8 面から計 12 面に増設する工事を実施している。また、既存のまま残る 4 面分においても令和 6 年度に人工芝の張替えを実施する予定。

庭球場が新しく生まれ変わり新設することに伴い、受益者負担の観点から利用料金を改定することとし、また、令和 2 年度に人工芝全面（3 面）を張り替えた流山市コミュニティプラザも同様に改定する。